

## 第二十七号

## 徳島県食の安全安心推進条例の一部改正について

徳島県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十六年二月十七日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

## 徳島県食の安全安心推進条例の一部を改正する条例

徳島県食の安全安心推進条例（平成十七年徳島県条例第百十五号）の一部を次のように改正する。

第十七条の四中「第十七条の二の規定による試験の結果、必要があると認めるときは」を「次の各号のいずれかに該当するときは」に改め、同条に次の各号を加え、同条を第十七条の五とする。

一 第十七条の三の規定による試験の結果、必要があると認めるとき。

二 前条第一項の規定による立入検査等の結果、第十七条の二の規定に違反する行為があると認めるとき。

第十七条の三の見出しを「（立入検査等）」に改め、同条第三項中「第二項」の下に「及び第二項」を加え、「立入り等」を「立入検査等」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「立入り等」を「立入検査等」に改め、「職員」の下に「（以下「とくしま食品表示Gメン」という。）」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

知事は、第十七条の二に規定する場合において飲食店営業者が食品に関する情報として表示した内容を確認するため必要があると認めるときは、その必要な限度で、飲食店営業者その他の関係者から報告を求め、又はその職員をしてそれらの者の事業所その他事業に係る施設若しくは場所に立ち入り、食品、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第十七条の三に次の一項を加え、同条を第十七条の四とする。

5 とくしま食品表示Gメンに関し、職務その他必要な事項は、規則で定めるところによるものとする。

第十七条の二を第十七条の三とし、第十七条の次に次の一条を加える。

（飲食店営業者の遵守義務）

**第十七条の二** 飲食店営業者（食品関連事業者のうち、食品を調理し、又は設備を設けて客に飲食させる営業を行う者をいう。以下同じ。）は、消費者の適切な判断に基づき食品の選択に資するとともに、徳島県食料・農林水産業・豊山漁村基本条例（平成二十年徳島県条例第五十七号）第二条第四号に規定するとくしまブランドその他の特定の地域の生産者等が供給する食品であつて、安全性が確保されていること、品質が優良であること等の特性により消費者に信頼感を与えているものに対する信頼を損なわないようにするため、使用する食品をメニュー等に表示する場合には、関係法令等に従い、当該食品に関する情報を適正に表示しなければならない。

第十八条の前に次の一条を加える。

（報告の拒否等に係る公表）

**第十七条の六** 知事は、飲食店営業者が次の各号のいずれかに該当し、かつ、飲食店営業者に正当な理由がないと認めるときは、飲食店営業者の氏名又は名称、当該事実その他必要な事項を公表することができる。この場合において、知事は、あらかじめ、当該飲食店営業者に対し、証拠を提出し、及び意見を述べる機会を与えなければならない。

一 第十七条の四第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第十七条の四第一項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき。

三 不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第七条の規定による知事の指示（食品のメニュー等の表示に関し、同法第四条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定に違反する行為に係るものに限る。）に従わないとき。

第三十二条第二号中「第十七条の三第一項」を「第十七条の四第二項」に改める。

## 附 則

この条例は、平成二十六年六月一日から施行する。

## 提案理由

飲食店における食品の偽装表示が相次いで発生している状況に鑑み、当該偽装表示を防止し、食品の信頼性の確保に資するため、メニュー等における食品の適正表示に関し、飲食店営業者の遵守すべき事項を明確化するとともに、立入検査等の規定を設ける必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。